平成２７年（フ）第６４号
香川県仲多度郡多度津町堀江４丁目４番８号堀江寮Ｂ１棟312
債務者　中西　彰央
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後２時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第８２号
香川県綾歌郡宇多津町231番地県営住宅８－102
債務者　真田　正美
1　決定年月日時　平成27年９月２日午前11時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第８７号
香川県坂出市福江町３丁目６番14号、住民票上の住所香川県坂出市府中町5387番地24
債務者　阿部　彩花（旧姓河合）
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後３時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第１００号
香川県坂出市京町２丁目４番24号
債務者　鎌田　昭裕
1　決定年月日時　平成27年９月２日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第１０１号
香川県丸亀市津森町329番地３
債務者　山口カヨ子
1　決定年月日時　平成27年９月２日午前９時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第２３４号
沖縄県中頭郡西原町字兼久97番地の１
債務者　川満　千佳
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第５５５号
千葉県館山市神余3751番地
債務者　村田　浩子
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５８７号
千葉県船橋市咲が丘４丁目11番５号　ベルピア二和向台第２・１－204号
債務者　椿　　真也
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５９５号
千葉県船橋市丸山２丁目15番１号
債務者　山内　桂子
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第６０８号
千葉県市原市五井2293番地１
債務者　根本　叡子
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第６３３号
千葉県市川市新井３丁目23番20―301号　（コンフォールエム・ユー）
債務者　松田富士子
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第６３６号
千葉県船橋市小室町2814番地
債務者　羽鳥　秀嗣
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３７号
岐阜県美濃加茂市下米田町則光274番地１
債務者　伊佐次泰仁
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２７年（フ）第１１１号
松江市古曽志町567番地397　11号棟1112号室、前住所松江市西浜佐陀町549番地６　コーポツチエ201
債務者　中村　雄一（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成27年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１２４号
松江市上乃木４丁目23番33号　ウエストコート211号室、前住所松江市新町62番地　コーポ多久和Ⅱ201号
債務者　永見　美里（旧姓一橋）
1　決定年月日時　平成27年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１６２号
長崎県長崎市かき道１丁目７番５号　川口アパート101号、旧住所長崎県長崎市東町1956番地５　ファミール松尾101号
債務者　前田　和富
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１７７号
長崎県長崎市西山本町23番１－102号、旧住所長崎県長崎市西山１丁目24番２－301号
債務者　田中　千夏
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係